

令和4年度 第1回大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議 専門部会
開催報告書

- 1 開催日時：令和4年5月24日（水）10：00～11：10（オンライン会議）
- 2 出席者：【外部委員】三本委員（部会長）、瀬委員、御厨委員
【障害福祉課】小西課長、九貫係長、山下係長、柳下主査
【蒲田地域福祉課】小川係長【健康づくり課】梅實係長
- 3 検討内容：
 - （1）医療的ケア児に対する福祉サービスの課題
（議題としたサービス）移動支援、短期入所、緊急一時保護、
日中一時支援
 - （2）意見交換
- 4 主な意見等：

【移動支援について】

 - ・ 現行の制度では、基本的に看護師資格を有しないヘルパーが派遣されるため対応可能な医療的ケアが限定的であり、医療的ケア児が安全に安心して利用することは困難と考えられる。
 - ・ 重症の医療的ケア児は今後も増加すると考えられ、利用要件に合致するかどうかだけではなく、個々のケースに応じて柔軟な対応が必要である。
 - ・ 未就学児への支援に対して、それぞれのサービスについて単独で考えるのではなく、相談支援を中心に必要なサービスを組み合わせるなど、全体として対応を考える必要がある。
 - ・ 区としては、未就学児への支援に対して、今後の社会情勢の変化に応じて、皆さまからのご意見も参考にしながら、サービスの運用について考えていきたい。

【短期入所について】

 - ・ 医療的ケア児の入院期間が短縮されてきているため、親が児のケアに必要な技術を十分に習得しないまま、児が退院するケースも多い。

- ・ 出来る限り自宅で医療的ケア児を介護する環境作りも必要であるが、あわせて短期入所の利用についても柔軟な対応が必要である。
- ・ 在宅サービスの充実により、短期入所のニーズも変化すると考えられる。
- ・ 親のレスパイトの視点からだけでなく、子どもたちの視点に立ってどうすべきか考えることも必要である。

【緊急一時保護について】

- ・ 家族（親）同士の「共助」が制度の考え方の基本にあり、その影響等から介護人報酬が低く抑えられており、看護師不足の原因となっている。その結果、サービスを利用しづらい状況が生じているが、この状況を直ちに改善するための具体策はない。
- ・ 区では、来年度のおおた障がい施策推進プラン見直しに先立ち、今年度にもそのための実態調査を実施する。そこで障がい児・者の実態、要望等について確認しながら、今後進むべき方向性について検討を行いたい。

【日中一時支援について】

- ・ 区で唯一の対象施設である「いずみえん」の受入れ枠の増加や、医療的ケアへの対応を可能とすることで、利用者の増加が見込めると考えられる。
- ・ 利用要件の見直しを行うことも対応策のひとつと考えられるが、区内でも施設側の受入れが厳しく、設立について手を挙げる施設がない。
- ・ 重心医療的ケア児対応の簡易多機能型施設があるとよい。

【全体を通しての意見等】

- ・ 0歳から2歳の医療的ケア児について、特に十分把握しきれていない。理由は手帳の取得に関わることであるが、この点も踏まえて柔軟な対応をしてほしい。（染色体異常では1歳以降、中途障害や原因不明疾患等では基本的に3歳までは手帳が交付されない状況である。）
- ・ サービス全体としてどう制度設計するか考えることが大切である。相談支援が早期（児の退院時）から入って、大人になるまで寄り添えるとよい。